

平成 25 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 25 年 9 月 11 日（水曜日）

◎出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 小野 史典

税務課長 鈴木 利秋

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 但木 正敏

保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子

建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章

道路公園課長 加藤 幸

会計管理者 紺野 哲哉

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

生涯学習課長 武者 義典

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 長瀬 義博

主事 熊谷 路子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

本会議 2 日目でございますので、本日も慎重な御審議をよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 2 号のとおりであります。

議場が暑くなっておりますので、上着を脱いで御審議いただいても結構でございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 106 条の規定により、議長において根本朝栄議員及び雨森修一議員を指名いたします。

この際、御報告を申し上げます。

本日、5 番伏谷修一議員から、本日の本会議におくれる旨、届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

日程第 2 議案第 61 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（板橋恵一）

日程第 2、議案第 61 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 61 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。これは浅野憲隆委員の任期が平成 25 年 9 月 30 日をもって満了することから、同委員を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料 2 の 1 ページ以降に現在の委員名簿並びに同委員の経歴書を添付しておりますので、参照願いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 61 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第 3 議案第 62 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（板橋恵一）

日程第 3、議案第 62 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 62 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。これは高橋利夫委員の任期が平成 25 年 9 月 30 日をもって満了することから、同委員を再任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料 2 の 3 ページ以降に現在の委員名簿並びに同委員の経歴書を添付しておりますので、参照願いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 62 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第 4 議案第 63 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 4、議案第 63 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 63 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例についてであります。これは地方税法等の改正に伴い当該法令との整合を図るため、個人住民税における公的年金からの特別徴収等について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては市民経済部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

それでは、議案第 63 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案関係資料 2 の 5 ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第 63 号関係資料について御説明させていただきます。

初めに、1 の改正の趣旨についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 25 年 6 月 12 日にそれぞれ公布及び制定されたため、これらの改正法令との整合を図るため、市税条例の改正を行うものでございます。

2 の改正内容の(1) 公的年金からの特別徴収制度の見直しについてでございますが、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度につきましては、年金所得者の便宜や市の特別徴収事務の効率化の観点から、大きく分けて 2 つの見直しが行われております。また、この改正の施行日は平成 28 年 10 月 1 日となっております。

なお、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度ですが、対象者は当該年度の初日に老齢基礎年金等を受給している 65 歳以上の公的年金等受給者であり、公的年金等に係る所得割額及び均等割額を年 6 回の年金支給の都度に特別徴収を行う制度でございます。

まず、1 つ目でございますが、アの仮徴収額の算定方法の見直しについてでございます。これは、個人住民税における公的年金からの特別徴収につきまして仮徴収額の算定方法を見直すことにより、現行制度の課題であります年間の徴収額の平準化を図ることとしたものでございます。公的年金からの特別徴収につきましては、年税額を確定する前に行う仮徴収額と年税額が確定した後に行う本徴収額とによって行っておりますが、現行の制度においては、仮徴収額は前年度分の本徴収額に相当する額とすることとしておりますことから、年金支給額の増減や所得控除の適用状況等により前年度の本徴収額が変動した場合には当年度の本徴収額と仮徴収額に乖離が生じ、次年度以降も乖離を平準することができず本徴収額と仮徴収額の乖離が続くことになり、特に乖離が極端な場合においては仮徴収額が年税額を超えてしまい、還付が必要なケースも生じております。これを解消し、年間の徴収額の平準化を図るため、仮徴収額を前年度分の年税額の 2 分の 1 に相当する額とするよう算定方法を見直すこととするものでございます。

見直し内容につきましては、下の表にありますように、区分にあります仮徴収の 3 カ月分につきまして、現行では前年度分の本徴収額、これは前年度の 10 月、12 月、2 月の年金支給の際の徴収額の合計額でございますが、この本徴収額の 3 分の 1 ずつをそれぞれ 4 月、6 月、8 月の年金支給の際に特別徴収することとされているものを改正後におきましては、前年度分の年税額の 2 分の 1 の額を本徴収額とし、その 3 分の 1 ずつをそれぞれ年金支給の際に特別徴収することとしたものでございます。

ここで、7 ページをお開きいただきたいと存じます。

詳細につきましては、7 ページに公的年金からの特別徴収額の比較について表形式でお示ししております。ここでは、表の見方などについて簡単に御説明させていただきます。

まず、上の表ですが、平成 28 年度から 31 年度までの税額の変動とその流れを現行と改正後で比較したもので、この表の例では、29 年度において医療費控除などの所得控除が増加し、年税額が下がったものと仮定したのようになっております。次の中ほどの表になりますが、平成 30 年度の計算での比較でございますが、現行に対し改正後では仮徴収額と本徴収額の乖離がかなり緩和され、さらに下の表の平成 31 年度においては乖離が解消し、仮

徴収額と本徴収額とが同額になっております。このように改正後においては、税額の変動があった場合でも、その2年後には調整できるよう改正されたというものでございます。

では、前のページにお戻りいただきまして、次に公的年金からの特別徴収制度に係るもう一つの見直しについてでございます。

6ページをお願いいたします。6ページ上段のイの特別徴収の停止要件の見直しについてでございます。これは、公的年金から特別徴収されている者が賦課期日後に市外に転出した場合または年金保険者に対しまして特別徴収額の通知をした後に特別徴収税額が変更された場合には特別徴収を停止し、特別徴収から普通徴収への変更を行っていたところですが、改正後におきましては、これらの場合におきましても特別徴収を継続することとされたものでございます。

したがいまして、納税者についても、普通徴収へ切りかわることにより、納付書を使用して納付していた住民が特別徴収が継続されることにより年金から引き続き引き落としされることになりまして、納付しやすくなります。また、同時に市においても、普通徴収への切りかえがなくなることとなるため、事務の効率化が図られることとなります。

次に、(2)の金融所得課税の一体化についてでございます。金融所得課税の一体化は大きく2つの柱から成っております。一つは損益通算範囲の拡大をすること、もう一つは税負担に左右されず金融商品を選択できるよう税率等の金融所得間の課税方式を均衡化することとなっております。具体的には、特定公社債等の利子等につきましては、利子割の課税対象から除外した上で配当割の課税対象とすることで、上場株式の配当等及び譲渡損益の間で認められている損益通算につきまして、特定公社債等の利子及び譲渡損益まで損益通算範囲を拡大することとされたものでございます。また、割引債につきましても、現行は所得税の源泉徴収のみを行っておりますが、公社債の改正に合わせて償還時に住民税の特別徴収を行うものとするものであります。

なお、施行日は、それぞれ平成28年1月1日及び平成29年1月1日とされております。

これらの改正に対応する市税条例の改正につきましては、附則第18条、附則第25条、(新)附則第25条の2、(新)附則第26条の2及び改正条例附則第2条第1項となっております。

次に、(3)の条項の整理等についてでございます。

アの課税標準の細目を定める規定の削除ですが、単に課税標準の計算の細目を定めてあることから、このたび削除いたすものでございます。

また、イのアに対応した条の繰り上げにつきましては、条項の削除に合わせまして条の繰り上げを行うとともに、引用条項のずれ等について整理を行ったものでございます。

次に、恐れ入りますが、議案資料1の9ページをお開き願います。

9ページ下段の附則についてでございます。

第1条は、施行期日を平成28年1月1日からとしており、ただし書きにおいて、第1号では市民税関係を平成28年10月1日から、次の10ページをお開きいただきます、第2号では割引債以外の金融所得課税についてを平成29年1月1日からの施行期日としております。

第2条につきましては経過措置でございまして、第1項は割引債に関する事項であります
が、平成28年1月1日以前に発行された割引債については、なお従前の例によるものと
規定をしております。第2項は市民税特別徴収に係る部分で、施行期日である平成
28年10月1日以後に適用し、施行期日同日前の部分については、なお従前の例によるも
のとしております。第3項は割引債以外の金融所得課税について平成29年度以後に適用
することとし、平成28年度までは、なお従前の例によるものとしております。

以上で多賀城市税条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

一つは、年金からの仮徴収の問題ですが、実は私、何でこんな不合理なことをやっている
んだというふうに相談を受けたことがあったんですが、多賀城市が悪いのではなくて法律が
そうになっていたんだというふうに理解していいということですか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

ということらしいですね。私も、恥ずかしながら、初めてわかりました。

それから次に、(2)の金融所得課税の一体化等という問題なんですが、損益通算範囲の
拡大、それから公社債等に対する課税方式の変更、これはいわゆる譲渡益課税が今まで本
則20%だったんですが、ずっと軽減税率の10%を適用してきました。たしか来年から本
則課税になるんですが、それに当たって預貯金を株の投資等に誘導するための政策として
打ち出されたというふうに理解するんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

今お話しのとおり、個人投資家の投資を促すというようなことで、国の施策で、3月の国
会で制定されたということで理解をしております。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

その際に、今言いました損益通算範囲の拡大と公社債等に対する課税方式の変更と同時に、いわゆる日本版 ISA の導入、「ニーサ」と言うらしいんですが、それも預貯金から株の投資への誘導策の一つとして今回制度が導入されるというふうに理解しているんですが、このニーサの導入という件について言うと、これは市税条例には全く反映されないというか、条例をいじらなくても自然にそういうふうになる仕組みになっているのかどうかということなんです。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（鈴木利秋）

非課税口座、ニーサの関係につきましては、これは所得税のほうの関係でございまして、そちらのほうの法令で規定されますので、市税条例のほうでの規定は出てまいりません。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

テレビでもニーサの口座は野村証券へどうぞとか楽天証券へどうぞとか、テレビでもさんざんやっていますけれども、これは 1 人 1 年 100 万円までの口座取引については非課税にする、それを 5 年間できるということだから、最大 500 万円の株取引までは非課税にするというものです。

それで、モデルにしたイギリスの ISA は預貯金利子も非課税だというふうに私は認識しているんですが、それについてはいかがですか。日本の場合には、預貯金の利子については 20%を継続して、そしてニーサの制度設計をやった。モデルにしたイギリスは、もともと預貯金も非課税になっているというふうに認識していますが、その辺についてはどういう認識ですか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

ニーサについては、今イギリスの例をお話しになりましたけれども、そのとおりと解釈をいたしております。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

つまり、ISA というのは、真ん中の文字は貯蓄みたいな意味らしいんですが、イギリスは預金利子についても非課税をとって投資についても非課税ということだから私はまだ理屈は通ると思うんですが、日本の場合には預貯金は引き続き 20%いただきます。そうやってまで庶民の金を投資に誘導させるというのは私はどうもやり過ぎだと思っています。

それから、損益通算の範囲の拡大ということなんですが、これは従来は上場株式等の配当と譲渡益について損益通算がやられていた。今度は公社債等の利子、これは20%課税ですが、公社債等の譲渡益については従来非課税だったものが20%課税になる、そこも含めて損益通算をやるようになったんだというふうに理解をしいいんですね。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

これについては、損益通算やり過ぎじゃないかという批判があるんです。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ等では、損益通算というのは譲渡所得に限定している。譲渡所得だけに限定しているんですが、今回は……。もともと上場株式等の配当にも損益通算を適用していたんですが、今度は公社債等の利子にもなるわけですね。これは、やはり株の投資家に対する優遇に当たるという批判があるんです。イギリス、アメリカ、フランス、ドイツではそういうふうに限定をしているんだというふうに私は認識しているんですが、それについてはどういう御認識ですか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

これにつきましては、昨年2月に閣議決定されております政府の社会保障と税の一体改革大綱、それを受けまして、その後いろいろ国政レベルで議論をされているところだというふうに理解し、また認識しております。いずれにいたしましても、このたびの損益通算の拡大等につきましては金融商品、株式などを購入して長期保有する投資行動を優遇するということが家計の資産形成を促すと同時に、また預貯金に頼りがちな個人資産を日本経済の成長を支える投資へと向かわせるねらいがあるということで方針を示しておりますことから、我々いたしましては、そのような認識を持ちつつも、このような新しい金融制度が大幅に変わりますことから、それらの課税について適正に対応してまいりたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

制度は今藤原議員の質問で大体わかりました。

多賀城の今の納税の中で年金からの特別徴収を受けている、納税義務者の中でどのくらいのパーセントを占めているのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（鈴木利秋）

年金の特別徴収の状況でございますけれども、25年度、ことしの当初課税の状況から申し上げますと、公的年金の所得者が6,504名、そのうち特別徴収の対象者が3,615名ということになってございます。また、全納税義務者、年金だけではなくてなんですが、その中の数からいきますと、多賀城市内の納税義務者が2万9,460人ということになってございますので、そのうちの3,615人が年金の特別徴収の対象者という割合になってございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

計算しろと言うんだね。わかりました。そういう答弁なら、そういう答弁で受けておきたいと思えます。

もう一つは、給与所得者は自然に納税されてくるわけですが、そのパーセントと一般的に割賦を発行しての納税者のその分類は、どのようになっていますか。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（鈴木利秋）

大変申しわけございません、普通徴収と特別徴収の比較の資料は手元に今用意してございませんでした。済みません。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

わかりました。後で結構ですから、その辺の数字をきちっとしておいたほうがよろしいと思います。今回の議会が決算議会でもありますので、それらのことを含めていくと、明らかにしておいたほうがよろしいのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。（「討論」の声あり）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対の討論の発言を許します。8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

議案第 63 号については、法律の改正に従って条例改正をやるということになりまして、事務的にはしようがないということになりますけれども、問題点を指摘して、私どもの立場を明確にしておきたいと思います。

先ほども指摘しましたように、今度の市税条例の改正の大きな点は、株式の譲渡益課税あるいは配当に対して、本則 20%ということになっていたんですが長いこと 10%の軽減税率がとられてまいりました。これは大資産家優遇措置だということですとずっと批判してきましたが、それが本則の 20%課税になるに当たって、貯蓄から投資へと誘導するためにとられた措置が 1 つはニーサという少額の株取引に対する優遇措置、2 つ目が先ほど言いましたような損益通算の拡大及び公社債等の課税の変更であります。

それで、ニーサについてなんですが、これは先ほども指摘しましたようにイギリスの ISA をモデルにしているんですが、イギリスの場合にはもともと利子についても非課税措置になっております。日本の場合には、庶民のなけなしの虎の子といいますが、利子について 20%課税をそのままにして、ニーサの中で少額投資の優遇措置の中では無税にするということになるわけでして、そこまでして貯蓄から投資への誘導策をやるのは私はやり過ぎだと思えます。

それから、損益通算の範囲の拡大なんですが、先ほども指摘しましたように、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカでは、その損益通算の拡大というのは譲渡所得に限定をしております。それを配当や利子にまで拡大するとすると、これはやはり株の投資家に対して行き過ぎた軽減措置といいますが優遇措置になるというふうに思えます。

こうして庶民の虎の子である貯蓄から投資のほうに誘導策をとっているんですが、素人である庶民が株に投資をしてもうかるということはほとんどないだろうと。それほど株の投資の世界は甘くない。結果的には庶民の虎の子の金を奪って、貧富の格差がますます拡大することになるだろうというふうに思えます。

したがって、こういう大きな問題を持っているものですから、事務的には法改正に伴う条例改正だということになりますけれども、そういうふうな問題を指摘して討論にしたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

次に、本案に対する賛成の討論を許します。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

今反対討論の中にもありましたけれども、今条例改正は法のもとにおいて地方自治としてやらざるを得ない事務手続であろうと。

一ついいのは、今までは仮徴収が多めにとられていたのが平均化されていくというものについては、年金受給者からいけば生活設計が立てやすくなっていくという面もあるのではないかと思いますので、この条例改正については賛意を表したいと思えます。

○議長（板橋恵一）

10 番森長一郎議員。

○10 番（森 長一郎議員）

第 63 号の賛成討論をさせていただきたいと思います。

日本版 ISA なのですが、これに関しては早期にデフレの脱却ということで政策的に国から出されたものであります。1,000 兆とも言われる国民資産、これをどう国内で回していくかという対策でございまして、何とか震災の原資をひねり出す、社会保障の原資をひねり出すということでございまして、循環型、これは必要な政策と思い、賛成の討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 63 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板橋恵一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 64 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 5、議案第 64 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 64 号 多賀城市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてであります。これは地方税法等の改正に伴い当該法令との整合を図るため、上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例等について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては保健福祉部長に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、議案第 64 号 多賀城市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

初めに、改正の趣旨についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 25 年 6 月 12 日にそれぞれ公布及び制定されたため、これらの改正法と整合性を図るため、多賀城市国民健康保険税条例においても所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例改正の内容につきましては、ただいま議案第 63 号で御審議いただきました多賀城市税条例の一部を改正する条例の内容と同様であるため、説明の内容を省略させていただきます。

資料 2 の 30 ページをお願いいたします。議案第 64 号関係資料により御説明申し上げます。

今回の改正箇所は、附則第 3 項、第 6 項、第 7 項、第 14 項、改正後は 11 項になりますが、これらの規定につきましては、本則の第 3 条、第 23 条における所得対象に関する読みかえ規定の変更をするものでございます。

次に、31 ページ、第 8 項、次のページをお願いいたします。第 9 項、第 11 項、第 15 項につきましては、削除となります。この削除されたことに伴い、第 10 項を第 8 項に、第 12 項を第 9 項に、第 13 項を第 10 項に、第 14 項を第 11 項に、第 16 項を第 12 項にそれぞれ繰り上げるものでございます。

ここで、資料 1 の 13 ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日でございますが、この条例は平成 29 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

適用区分でございますが、この条例による改正後の多賀城市国民健康保険税条例の規定は平成 29 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

今回の国民健康保険税条例の改正によって税収にどのような影響を及ぼすかというのは試算されていますか。

○議長（板橋恵一）

国保年金課長。

○国保年金課長（高橋信子）

国民健康保険税にどのような影響があるかということでございますけれども、基本的には国レベルでの推計は多分なされていると思っておりますけれども、これが一自治体のほうに分賦されたということで、さらに国保の被保険者にどのような該当事例があるかということにつきましては、把握は困難な状態であるというふうに今考えてございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

国では発表しているんですか。こういうふうな影響を及ぼすだろうという国レベルの試算は発表されているんですか。

○議長（板橋恵一）

国保年金課長。

○国保年金課長（高橋信子）

申しわけございません。私のほうでその金額等は把握はしてございませんけれども、国レベルではこれらの推計は多分なされていると思われま。

○議長（板橋恵一）

ほかにございせんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。（「討論」の声あり）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対の討論の発言を許します。8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

実務的にはこれも法律改正に伴う条例改正ですのでやらざるを得ないというのは重々承知なんです、先ほどの条例改正と同じ理由で提案するものだという事ですので、先ほどの反対理由と同じ理由で問題点を指摘したいと思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

次に、本案に対する賛成の討論を許します。10番森長一郎議員。

○10番（森 長一郎議員）

議案第 63 号と同様の内容の提案ということでございまして、私も同様の内容で賛成ということで、いずれにしても財政大変でございまして、いかに確保するかということでございます。それを理解していただきまして、賛成の討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 64 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板橋恵一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 65 号 多賀城市公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 6、議案第 65 号 多賀城市公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 65 号 多賀城市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。これは多賀城市大代地区公民館の運営管理について指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては副教育長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

それでは、議案第 65 号 多賀城市公民館条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

初めに、資料 2 の 34 ページをお開きいただきたいと思います。34、35 ページでございます。

この多賀城市公民館条例の一部を改正する条例でございますけれども、こちらの議案第 65 号関係資料で改正の趣旨、これまでの経緯等について御説明申し上げまして、その後、新旧対照表で改正内容について御説明いたします。

初めに、34 ページの 1 の趣旨でございますけれども、これは大代地区公民館の運営管理について指定管理者制度を導入することにより公民館事業の量的・質的充実を図り、もって市民サービスの向上に資することとするために多賀城市公民館条例の一部を改正するものでございます。

2 の取り組みの経緯でございますけれども、大代地区公民館の外部化につきましては、平成 21 年 9 月に策定しました社会教育施設等運営改革指針並びに大代（山王）地区公民館地域コミュニティ拠点化実施計画に基づきまして、これまで取り組んできたところでございます。これまで地域の方々と協議、調整を図りながら、こちらにあります（1）から（3）までに上げてございます関連業務を推進してきたところでございまして、初めに（1）の大代地区公民館の対象区域となっております笠神地区及び大代地区との調整についてでございます。次に、（2）の地域住民、市民参画による地区公民館運営を目指した業務支援でございます。3 項目がコミュニティ拠点化に向けた施設環境の向上でございます。以上の協議、調整等の経過を経まして、大代地区公民館への指定管理者制度導入について準備が整ってきたことから、今回条例改正をお願いするものでございます。

次に、3 の指定管理者制度導入の概要でございますけれども、施設の名称は多賀城市大代地区公民館でございます。所管は教育委員会事務局生涯学習課でございます。次に、（3）の指定管理者に行わせる業務の範囲でございますけれども、こちらに記載してございますとおり、条例でいいますと第 11 条関係ということになりますけれども、3 点ございまして、公民館の使用の許可に関する業務、公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務、社会教育に関する事業の実施に関する業務でございます。次に、（4）の利用料金制度でございますけれども、こちらは条例の第 13 条関係になります。2 点ございまして、1 点目が利用料金は指定管理者の収入とする、2 点目は利用料金は使用料の額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとするというものでございます。

次に、4 のその他ということで何点が御説明いたします。初めに、（1）の指定管理者制度導入の時期でございますけれども、これは予定ということになりますけれども、平成 26 年 4 月 1 日を予定してございます。次に、施設の形態でございますけれども、指定管理者制度導入に当たりましては社会教育施設、つまり公民館として実施したいというものでございます。現在、本市におきましては、多賀城市地域づくり支援制度検討委員会を設置しまして、さらなる地域活性化を目指したコミュニティ形成のための本市独自の地域づくり支援策に関する検討を行っているところでございます。その支援策が具現化し、当該支援策について地域住民との合意形成が図られるまでの間につきましては、社会教育施設として指定管理者制度を実施していきたいというものでございます。次に、（3）の指定管理者制度導入後における社会教育事業の実施についてでございますけれども、こちらに記載のとおり、多賀城市教育委員会組織規則の中で中央公民館が全公民館事業の企画調査及び連絡調整に関する業務を担ってございます。これからも指定管理者とともに笠神、大代地区の社会教育それから生涯学習事業を推進することとしているものでございます。

続きまして、36、37ページをごらんいただきたいと思います。

多賀城市公民館条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございますけれども、こちらの資料に基づきまして具体的な改正内容を御説明いたします。

初めに、第11条の本文でございますけれども、「（以下「中央公民館」という）」を「及び多賀城市大代地区公民館」に改めるものでございます。これは、指定管理者による管理を行わせる公民館はこれまで中央公民館だけでしたが、ここに大代地区公民館を加えるというものでございます。

その下になりますけれども、第1号と第2号につきましては、「中央公民館」を「公民館」に改めるものでございます。こちらは、第11条の本文にありますとおり指定管理者による管理を行う公民館という規定の条文でございますので、ここでは単に公民館とするというものでございます。

第3号につきましては、今回追加するものでございますけれども、大代地区公民館の社会教育に関する事業の実施に関する業務を指定管理者に行わせる業務とするというものでございます。

次に、これまでの第3号を第4号とし、これまでの第3号のうち「中央公民館の管理に関する業務で」を削るものでございますけれども、これは指定管理者による管理を行う公民館が第11条の本文で特定されていることから削るというものでございます。

次に、第11条第2項の改正につきましても同様の理由になりますけれども、「公民館をとあるのは中央公民館をと、公民館のとあるのは中央公民館のと」、その部分を削るものでございます。

第12条の改正それから第13条の改正につきましても同様の理由によるものでございますけれども、第12条につきましては「中央公民館」を「公民館」に、第13条につきましては「管理する中央公民館」を「管理する公民館」に、「、中央公民館の」を「、当該」に改めるものでございます。

それでは、資料1の16ページをお開きいただきたいと思います。

多賀城市公民館条例の一部を改正する条例でございますが、本文についてはただいま御説明申し上げたとおりでございます。その下のほうに附則がございますけれども、附則の内容について御説明申し上げます。附則の第1項は、施行期日でございます。この条例は平成26年4月1日から施行するというものでございます。ただし、次項の規定は公布の日から施行するというので、第2項に準備行為ということで記載してございます。準備行為の内容でございますが、この条例による改正後の多賀城市公民館条例第13条第2項の承認、これは大代地区公民館に係るものに限るということになりますけれども、及びこれに関して必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても行うことができるとするものでございます。

以上で議案第65号の説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番米澤まき子議員。

○6番（米澤まき子議員）

指定管理者に行わせる業務の範囲の中で社会教育に関する事業の実施に関する業務とありますけれども、社会教育の中では教育事業とか青少年の教育事業実施があると思うんですが、社会教育事業自体が法律で決められておりますので多賀城市役所で必ずやらなければならないという責務があると思うんですが、これは年間通してどれくらいやらなければならないというのがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

社会教育事業につきましては、具体的な 26 年度指定管理者にお願いする内容につきましてはこれからということになりますけれども、準備段階としまして平成 25 年度においても、地元のコミュニティ推進協議会のほうに社会教育事業の委託をお願いしてございます。その中では、さまざまな事業がございますけれども、約 10 本ほどの事業を年間を通じて行っているという状況でございます。

○議長（板橋恵一）

米澤議員。

○6 番（米澤まき子議員）

10 本ほどというと、必ずやらなければならない責務の事業を含めて、それから地域の皆様が「こういったものが必要だね」という、それを合わせての 10 本ということなんですか。必ずやらなければならない事業というのはあると思うんですが、それは度外視した形で 10 本ということなんですか。その辺の内容をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（武者義典）

全体事業の中で行政課題事業ということで社会教育の推進のために行う事業につきましては、3 公民館とも大体同じボリュームで進めていくというふうに考えております。大代に該当する場合は、これは予算規模にもよりますけれども、約半分は社会教育事業の、これは中央からの発信による推進、あともう一つは、地域課題。それぞれの指定管理者が地域の課題をそのまま社会教育事業に置きかえて推進するもの、これが半分になるというふうな大体想定をしております。以上です。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

市としては念願の住民との合意も図られ、ここまでこぎつけたということではお疲れさまでしたということなんですけれども、具体的にいろいろ決まってきたようでございます。改めてお願いすることは、従来の大代地区のコミュニケーションを壊すことのないように、しっかりとサポートを市当局、担当は生涯学習課ですけれども全体として、初めての事業なわけでございますから、サポートなり、しっかり目配りをお願いしたい。生

涯学習課担当独自のこと、事業だけではないというあたりの目配りをお願いしたいと思うんですが、どうですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

今議員のほうからお話ありましたとおり、指定管理者をお願いする相手方が住民の自治組織ということで、住民の皆さんで構成している組織でございますので、必要なサポート、目配り等、今お話ありましたことにつきましては念頭に置いて進めていきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

物事を決めたり人事を決めたりするいろいろな場面があるかと思います。その際にはぜひ、担当だけではなくて、さまざまな部署に相談をしながら頑張っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、一つ質問なんですけど、35 ページの（2）の施設の形態で、「地域住民との合意形成が図られるまでの間は社会教育施設として指定管理者制度を導入するものである」というような文言があるんですが、この「地域住民との合意形成が図られるまでの間は社会教育施設として指定管理者制度を導入する」という言葉の意味がいまいちよくわからないんですけれども。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

こちらの 35 ページの（2）のところでございますけれども、市の担当でいいますと総務部の地域コミュニティ課のほうで地域の活性化を目指したコミュニティー形成のための支援策の検討を行っているという状況がございます。そちらを踏まえまして、今後の地域のコミュニティーのあり方等にかかわってくることでございますので、それらの結論が出るまでの間は当面社会教育施設、公民館として指定管理者制度を導入していきたいというものでございます。そちらの検討の結果を踏まえて、その後は考えていきたいということでございます。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

社会教育施設でなくなることもあるということですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

現時点では何とも申し上げられない部分がございますけれども、当面公民館として指定管理者制度を導入していきたいということで、今別に検討しているそちらの方向性が出てきたところで、もう一度検討はしていきたいというふうには考えてございます。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

公民館を指定管理にしたいということが議題になったときに、たしか全国的に行政区というか小さい単位でお金をいっぱい出して、そこで自治区みたいなものをつくって、やりたいことをやってもらえるような行政区というかなんとか、そういうものをつくりたいと市長が言ったような覚えがあるんです。これがそういうふうなことに具現化してきた言葉として、そういう表現になってきたのかなと思うんですが、そういう動きが確かに何年か前にはあったけれども、今はもうほとんど廃れています。そういうことが実現して成功しているというような例は余り耳にしませんし、そういう自体がまちづくりに対してにぎやかになったということも余り見聞しません。ですから、ここは「言わずもがな」の部分ではないのかなというふうに思うんです。書かなくてもいいんじゃないの。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

議員のお話は十分理解するところでございますけれども、現在のところは当面の間ということで社会教育施設として導入していきたいという考え方でございますので、このような形で記載させていただいたということでございます。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

社会教育施設としてなくなるというふうにしか市民としてはとれません。そうなったらどうなるのということもありますし。余り重要な文言ではないなと思いますので、削減を求めて、終わります。

○議長（板橋恵一）

4 番深谷晃祐議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

34 ページの趣旨の部分で、指定管理者を導入することで住民自治基盤形成プロジェクト事業を通して数年間かけて、震災で一時中断しましたが、そういった形で大代公民館が住民の方々の手で運営されていく形になることはすばらしいことだなと思っております。そんな中で、34 ページに、もしもお考えであればお答えをいただきたいと思っておりますし、考えていないのであれば、指定管理者の導入時期のところまでには考えていただきたいと思うんですけれども、趣旨の中で、公民館事業の指定管理者を導入することによって公民館事業の

量的・質的充実を図るという部分で、「量的」は数なのかなと思うんですけども、「質的」な部分というのをどのように充実されたのか、検証する方法と、そして「市民サービスの向上に資するために」ということで、その行われた事業をどのように検証して、それがどのように市民に返って市民の質が向上したというふうに検証しようとしているのか、お答えください。

○議長（板橋恵一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（武者義典）

社会教育の推進につきましては中央公民館が中心となって推進していくわけですが、事業の推進状況、あと振りかえりとか、そういうものにつきましては、大代の今回受ける組織自体が組織改正をしまして、その辺の反省材料も議論する場を設けますし、またそれをフィードバックして、市側でも真摯に受けとめて、そのアドバイス、あと市が考えていることもその中に込めながら推進していくような、組織の見直しも考えながらやっていきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

深谷議員。

○4番（深谷晃祐議員）

とても難しいと思います。質的な部分で、社会教育事業を施したことによって住民の質がどれだけ上がったのかというものを検証するのはとても難しいと思うんですけども、やはり検証できるための手法ということで社会教育事業の質の高度化といいますか、そういうものを図っていくことで、そういったところの検証できる形のものに予算というものは執行すべきだと思いますので、ぜひ検証できる手法も考えながら26年度の4月1日に向けて頑張っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

先ほど佐藤議員の質問した件なんですが、社会教育施設ではない施設になるというのは、例えばどういうことを想定しているのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

以前に、資料のほうでは34ページのほうに、社会教育施設等運営改革指針それから地区公民館地域コミュニティ拠点化実施計画ということで記載をさせていただいておりますけれども、そちらの計画の中で一つの考え方として地区公民館からコミュニティセンターに移行して、教育委員会から市長部局のほうに移行する、そういう考え方を記載した計画でございました。そういう施設を想定しているというものでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

「合意形成が図られるまでの間は」だから、そのよしあしについては私はまだ余り吟味していないんですけれども、いずれにしても地域住民との合意を大事にしてやっていくということは間違いありません。

それから、もう一つは、この件については今度の条例事項の中には直接該当するものはないと理解してよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

住民の皆さんと十分お話し合いをしながら進めていくということについては今議員のほうからお話があったとおりでございます。

それから、ただいまお話のあった件については、条例改正内容は 36 ページ、37 ページの新旧対照表のとおりでございますので、直接的に記載はされていないということでございます。

○議長（板橋恵一）

13 番根本朝栄議員。

○13 番（根本朝栄議員）

将来的にはコミュニティー施設になるんだろうと思いますけれども、現段階では公民館として指定管理者制度を導入するというところでございますね。

今は直営でやっているわけですが、指定管理者制度を導入することになれば、財源はどうなるのかという問題です。今直営でやって、職員が何名いて、どのぐらいの運営費、人件費も含めて、どのぐらいかかるということを前提にして、指定管理者制度を導入した場合にはどのぐらいの運営費でお願いするというふうに、現在どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

大代地区公民館のほうにつきましては、正規の職員が 1 名です。あと非常勤職員が 5 名いるという状況になっております。

現在の状況でございますけれども、平成 25 年度の当初予算の金額で申し上げますと、公民館費、それから館長の人件費が公民館費でなくて社会教育総務費のほうに載っておりますけれども、それらを合わせると約 2,300 万円の運営費ということになります。それから、歳入のほうは使用料として 103 万円の予算を予算化しているという状況でございます。

あと、指定管理にした場合、当然指定管理料ということになりますけれども、そちらの金額については現在、具体的に算出はしておりませんが、現在の運営経費等を算出のベースにしながら、これから算定していくということになります。

○議長（板橋恵一）

根本議員。

○13番（根本朝栄議員）

指定管理料についてはこれからこれをベースにして検討するというございますから、これ以上になることは多分ないだろうと、このように思いますけれども、それは後ほどお伺いしたいと思います。

それで、先ほどもちょっと深谷議員からお話ございましたけれども、当分の間は指定管理者でやるということになります。その指定管理先は恐らく大代の皆さんの地域コミュニティー、何かそういうのがありますよね、多分その団体をお願いすることになると思うんですけども、「量的・質的充実を図り、もって市民サービスの向上に資する」という抽象的な言い方になっていて、どういう市民へのサービス向上が望まれるのか、今具体的に上げられる点があれば、お知らせ願いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（武者義典）

具体的に言いますと、直営のときより住民みずからがそこを拠点として使えるということと、もう一つは住民みずからが地域課題事業を計画できる。ですから、そこに住んでいる方が地元の目線で何が必要なのかを的確に皆さんで協議しながら事業ボリュームを計画できるということが質的に向上しているということだと思います。

○議長（板橋恵一）

根本議員。

○13番（根本朝栄議員）

例えば月曜日はお休みで、時間も今決まっていますね。そういう開館時間とか休館日とか、そういったことの具体的な、ここはこういうふうになるんですよというようなことは、まだ検討されていませんか。それとも、今までどおりの休館日であり、開館時間も今までどおりなんだということなのか。具体的にどういうふうになっていくんだろうということなんですけれども。

○議長（板橋恵一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（武者義典）

現在のところは、開館時間あと休館日等につきましては変更のないままに、全ての社会教育施設につきましては同じ時間でやっていきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

ほかにございせんか。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

地区公民館の業務委託といいますか指定管理者制度、多賀城にはあと 2 館、中央公民館と山王公民館があるわけですがけれども、それらについてもこの方式を採用しようという将来的構想があるんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

中央公民館のほうにつきましては、施設の維持管理につきましては既に指定管理者制度を導入しております。講座等の企画運営等については職員が配置されておりますので職員が実施しているという状況でございます。あと、34 ページのほうに記載しております、大代（山王）地区公民館地域コミュニティ拠点化実施計画ということで記載してございますけれども、現時点ではどのような時期になるかははっきり申し上げることはできませんけれども、山王につきましても、そのような方向で進めていきたいということで、現在の拠点化の実施計画のほうでは規定はしているところでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

そういう将来構想があるなら、なぜここに山王地区公民館、適用しないんでしょうか。公民館と一くくりということは中央公民館を意味しているというふうに理解されるんですけども。今までは中央公民館というものを外して、大代地区公民館だけ飛び抜けた。そうであれば、山王公民館もその位置づけをしておかなければいけないのではないかと。そういう基本方針があるのであれば、公民館条例もそういう基本方針に基づいて条例改正しておくのが本来の筋ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

基本的な方針は確かにございますけれども、実際に大代地区公民館については今回地元の地区とのいろいろな協議とか話し合いを経て現在指定管理者が導入できるような状況まで至ったわけでございますけれども、山王の公民館を考えた場合に、今すぐ可能かということ、なかなか難しい部分もありますので、順次、必要になった際に条例につきましては改正をしていくべきではないかということで、今回は大代地区公民館を加えた内容の改正ということでお願いしているところでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

基本方針が、そういう方針があれば、条例改正を一発でやって、今後もこういうことがあり得るんだということをきちんとしなければいけないのではないですか。その場その場で、機が熟したからやります。機が熟す前に基本方針があるわけでしょう。条例というのは、そういうものじゃないんですか。私はそう思うんです。条例改正というのは大変重要なんです。その方向性を裏づけるために条例をつくっているんでしょう。違うんですか。条例をつくることの所管、いかがですか。そういう趣旨じゃないですか。その辺、はっきりしてください。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

ただいま御指摘のところについてでございますけれども、中央公民館を公民館というふうに変更する改正が含まれておりますので、そういった見方というか、そういうような形になろうかと思っておりますけれども、今回の改正につきましては11条の第1項において指定管理者に多賀城市中央公民館及び多賀城市大代地区公民館の管理に関する業務のうち次に掲げる業務を行わせることができるというふうな規定をしておるところでございます。したがって、今回につきましては、先ほど来、副教育長のほうからお話がありますように、あくまで大代地区公民館についての指定管理という内容になってございます。

条例をどのような形で位置づけるかというお話でございましたけれども、先ほどもありましたように、もともと大代地区に関しては受皿となり得る可能性のある団体が既に存在しておったということで、そういった機が熟したということもありまして、今回、大代地区公民館についてはというふうな状況になったということもございます。条例で大もとでその辺の整理をしておくということもあろうかと思っておりますけれども、その辺のことについては、具体的な状況が出てきた段階で改めて皆さんのところにお諮りをして条例改正をするという手続をとったほうがよろしいかという形で、このような形になったものでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

まあ、今、提案者はそういう答弁でしょう。私は基本的にはそうでないと思う。そういう方向性が基本的に教育委員会で決まっているとすれば、少なくとも社会教育施設の条例については、そういう方向性があるんだということをきちっとしておいたほうがよろしいと私は思います。その場その場で、少なくとも山王地区についても、この方式をやるために住民とのコミュニケーションをやっているはずですよ。そういう情報も入っています。そういう組織づくりをしようという動きはやっているはずですよ。やっていないですか。各区長さんを集めて、そういう方向性についていろいろ下準備の話を水面下ではやられているんじゃないかというふうに私は聞いております。違いますか。そういうのであれば、少なくとも大代も、ここまでやるには相当の水面下での協議をされて、ここまで来たと思うんです。一つのモデルとしてこれをやった、では次は山王だよというのであれば、条例の中でも常にやれるような体制をつくっておく。そして、こういう説明で、山王もそういうふうには持っていくということをはっきりと明らかにして、基本方針を掲げて、当面はここですよということにしたほうがよろしいんじゃないかと思うんです。いずれ指定管理者の選定に当たっては議会に審議をされるわけですから、審議をされないで、ぼんといくわけでない

わけですから。その辺を私はきちっと整理をしたほうがよろしいというふうに思います。今ここで言っても今総務部長が答弁したようなことでしょうか、あえてここまでは言いませんけれども、私はそういう趣旨のものではないかということをお願いしておきたいと
思います。

それから、先ほど事業の量的・質的充実、もって市民サービスの向上に資する、これは単なるうたい文句ですよ。具体的にこれをやるからこのようになるのではなく、少なくとも今やっている公民館活動を死守するんだと。それ以上のものは、これからいろいろ協議して特色あるものに持っていくんだというねらいがあるんだということじゃないんですか。だから、どこの物差しというのは、今の活動を死守するんだというのを物差しにしていきたいということは明らかにしておいたほうがよろしいと思うんです。物差しはそこですよ。死守できれば、それ以上のことをやるために今後努力をしていくように頑張っていくんだというふうにしないと。物差しがはっきり定まらないと我々の見方も違ってくるというふうに思いますので。物差しはそこであるということをお願いしたいほうがよろしいんじゃないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

趣旨のところの質的充実あるいは市民サービスの向上というところでございますけれども、現在地区公民館で運営をしているわけでございますので、そのサービスが低下することがあってはならないというふうに当然思っております。それに加えて、先ほど生涯学習課長のほうからも何点か御説明しましたけれども、住民みずから拠点として課題を考えてやっていくとか、さまざまな点がございまして、それらも加味した形での市民サービスの向上というふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

ひとつ、そういうところを明確にしてください。そうでないと、単なるうたい文句に終わってしまう可能性がありますので。きちんと明確にしておいたほうがよろしいと私は思ひます。

それから、もう一つ、先ほど佐藤議員からのコミュニティーの形成のための社会教育施設から外れるんじゃないかという質問がありました。もし、そういうねらいもあれば、しっかりと何年をめどにそういうことをやっていくんだという目標年度を定めて、きちっとしなければいけないと私は思ひます。単なる今の論争の中でそうなっているというのではなく、例えば10年以内にはそういうものにしていくんだという目標があるなら目標を明らかにすることによって皆さんが理解できるのではないかと思ひます。いつのことかわからんものを趣旨のここに入れておくこと自体がおかしいと私は思ひます。佐藤議員が指摘しているのは、そのとおりだと思ひます。ですから、その辺はきちっと目標をここに置くんだということを、ここでは書けないでしょうけれども、答弁の中ではしっかりと、肝に銘じてこういう活動をしていくんだということを明らかにすることが私は肝要ではないかと思ひます。そのことが、先ほど言った山王地区公民館の形態についてもそういうふうに持っていくんだということが市民の中に明らかになるわけですから。それがいいか悪いかは各地区の皆さん方の判断によるわけですが、市の社会教育施設の充実とこれ

からの市民とのコミュニティーのかかわりを考えた場合、社会教育施設だというよりも市民の手によって住民の手によって構成するコミュニティセンター、地域の施設であるという誇りを持たせる運営をしていくんだという基本方針があるとすれば、その方針に基づいて、そこをどの年度、どのくらいのスパンで考えていくんだということを計画的に明らかにしておくことが大事じゃないかと私は思いますので。これは今ここで言っても所管がありますので。やはりその点まで具体的に議論した中でこういうものを載せないとおかしいんじゃないかと思しますので、今後こういうものを施設の形態等について考えているのであれば、関係部署と十二分に連携をとって、何年度をめどに、何年間ぐらいの一つのスパンの中で考えていくんだということを明らかにすることが私は大事ではないかと。

これからの地方自治というか政治は、目の前のことをやっていかなければならないし、将来的な10年、20年のことを言ってもなかなか理解ができない面が出てくる。はっきり言って、7年先のオリンピックの問題でも、いろいろ言う人がいるわけです。ましてや我々は、地についた活動をしていかなければいけない拠点施設であるならば、もっと地についた活動の目標指針を与えるようなやり方をしていくべきだという私の意見を申し上げておきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間の休憩といたします。再開は11時40分です。

午前11時27分 休憩

午前11時38分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第 7 議案第 66 号 多賀城市保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 7、議案第 66 号 多賀城市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 66 号 多賀城市保育所条例の一部を改正する条例についてであります。これは多賀城市桜木保育所を解体することに伴い、設置規定から同保育所を削除するものであります。

詳細につきましては保健福祉部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、議案第 66 号 多賀城市保育所条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

ただいま市長からも御説明がございましたとおり、本条例の改正は、多賀城市桜木保育所の解体に伴う改正を行うものでございます。

まず、改正の趣旨について御説明いたします。解体工事に係る予算につきましては、平成 25 年度一般会計当初予算並びに 6 月定例会での一般会計補正予算（第 2 号）において御審議いただきましたが、これらの予算成立を受けて、解体工事の請負契約を平成 25 年 8 月 8 日に締結いたしました。今月から解体工事に入ることとなり、公の施設の要件である施設としてそこに存在することという保育所施設の物的要素が消滅することになりますことから、改正をするものでございます。

次に、条例の改正内容について御説明いたしますので、議案資料 2 の 38 ページをお願いいたします。設置規定である第 2 条から「多賀城市桜木保育所」を削除するというものでございます。

それでは、議案資料 1 の 18 ページをごらん願います。附則でございます。この条例の施行日を公布の日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

大変初歩的なことで、今説明を聞いたら、解体をするので位置がなくなるので桜木保育所はなくなったというように受けとめられる説明がありました。私が記憶しているところによりますと、当時の桜木保育所にいる児童がいまだに現存しているというふうにもお聞きしているんですが、現存されているんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

他の保育所のほうで現在も保育をしているという状況でございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

それでは、他の保育所で、もう既に桜木保育所という名前を使わずに、例えば鶴ヶ谷保育所とか八幡保育所とかというその扱いになっているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

こども福祉課長。

○こども福祉課長（但木正敏）

そのとおりでございます。例えば鶴ヶ谷保育所に分散保育というふうな形をとりましたが、現在は鶴ヶ谷保育所の児童という取り扱いをしております。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

それは、いつからでしょうか。

○議長（板橋恵一）

こども福祉課長。

○こども福祉課長（但木正敏）

例えば震災後、23年の4月から鶴ヶ谷保育所には19名の児童を分散で受け入れいたしましたけれども、その後、保護者にもいろいろ調査をいたしまして、その後も継続して入所

するというふうなことも伺いましたので、24年度以降はそのような形で受け入れているということでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そうしますと、現在、24年度以降、桜木保育所という名称を使う保育児童はいないというぐあいに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

こども福祉課長。

○こども福祉課長（但木正敏）

はい、そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

私は、そういうのであれば、桜木保育所は既に機能をしていない。少なくともこの設置条例から24年度にはもう削除してもよかった施設になっているというふうに理解するんですけれども、なぜ25年度の9月ということになったのか、その辺の理由をお知らせください。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

今竹谷議員がおっしゃいましたように、もっと早い時期に条例の改正を提案することができたかと思えます。過去に3回ほど我々はそういう時期があったのではないかと考えております。

まず、第1回目は、平成24年度までは桜木保育所についての方針がまだはっきりしていなかったということがあります。確かに、今こども福祉課長の回答にありましたとおり、もう桜木保育所の園児はいなくなったということではございますが、現地再建の有無についての方向性がまだ決定をしていなかったということが一つございます。

それから、平成24年度中においては解体に係る費用について国からの補助の検討を行っている状況で、厚生労働省の震災での改築または解体・新築ということでの補助、これを受けますと、前にも解体費用のときに御説明いたしましたが、解体費用も出ますが、全体の補助率が3分の2ということになってしまいます。それよりも復興交付金の採択を受ければ8分の7という有利な補助金を受けられるということで、そういった両方をにらみながら、いろいろ交渉を進めてきたという経過がございます。

それから、今年度の第1回定例会において解体費用の予算計上を行ったところでございますが、このときにもあわせて条例改正の提案をすることができたのではないかと考えてお

りますが、第2回定例会で増額をしなければならなかったということもございまして、第2回のときも一緒に改正案を出すことができたのかなと思っておりますが、今回工事の解体業者も決まりまして、いよいよ今月から解体工事が始まる、建物そのものが消滅するということが確定しましたので、今回の提案になったということでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そのような提案理由の説明を最初からなぜやらないのでしょうか。少なくとも今みたいな説明を最初からやっていけば理解するんじゃないですか。そこに私は提案理由の説明がないという。質問をしなければ本当のことを言ってこない。何でそうなんですか。私はおかしいと思います。24年度の4月から桜木保育所という名前はなくなりました。保育児童もなくなりました。これがはっきりした。解体費用の捻出をいろいろ考えておいたら、こうなった。それでこうなって、こうなりましたと、なぜ最初からそれを。そういう理由で今回提案に出しましたと、何でそういう理由を事務的にしてくれないんでしょうかね。質問しなければそういうことを答えないということ自体が私はおかしいと思うんです。このごろ本当に提案、余り簡潔すぎて、質問して初めて中身が出てきて、それで問題が出て、再質問しなければいけない。いろいろな議員の質問が出てくる。そういうのをやめましょうよ。やめるべきだと私は思います。いかがでしょうか、提案責任者。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

おっしゃるとおり、説明を申し上げるときに、案件の背景であったり経緯であったり、もう少し要領よく簡潔に御説明すべきところであったと思いますけれども、ちょっと舌足らずだったということはおわび申し上げまして、今後は十分にそれを備えるように整えてまいりたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

これから十分気をつけて御提案をしていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。11番松村敬子議員。

○11番（松村敬子議員）

桜木保育所、今月解体が始まるということなんですが、その跡地の活用は今何か考えていらっしゃるのか、まだ決まっていないのか、その辺、お伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

当面、解体後につきましては、桜木災害公営住宅を建設する鴻池組のほうに資材置き場またはバックヤードとして貸していただきたいというお話がありますので、災害公営住宅の進捗をできるだけ阻害することがないように我々も保健福祉部としても協力したいということもございまして、来年10月、11月ぐらいまではお貸しすることが決まっています。その後については、現段階では活用についてはまだ未定でございます。

○議長（板橋恵一）

松村議員。

○11番（松村敬子議員）

わかりました。地域住民の方、地元住民の方にとっても、あそこの活用をどうするのかということで大変皆さんも関心を持っていますし、いろいろな意見も私いただいておりますので、その後の活用につきましては、十分地域の住民の方の意見も踏まえて検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第67号 多賀城市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 8、議案第 67 号 多賀城市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 67 号 多賀城市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてありますが、これは公益法人制度改革に伴い、委員の委嘱基準について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては保健福祉部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (板橋恵一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長 (鈴木健太郎)

それでは、議案第 67 号 多賀城市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料 2 の 39 ページをお願いいたします。

初めに、改正の趣旨についてでございますが、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が施行されたことに伴い、多賀城市予防接種健康被害調査委員会条例を改正するものでございます。

新旧対照表中、条例第 4 条は委員会の組織について規定しており、第 1 号の「社団法人」を「公益社団法人」に改正するものでございます。

現在、社団法人宮城県塩釜医師会の代表者の方を平成 26 年 1 月まで委員に委嘱しておりますが、今回の改正により、次回の委嘱から公益社団法人宮城県塩釜医師会の代表者を委員に委嘱するものでございます。

なお、宮城県塩釜医師会は既に公益社団法人への移行認可を受けておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、資料 1 の 20 ページをお願いいたします。

附則をごらん願います。第 1 項の施行期日でございますが、公益法人への移行期間が平成 25 年 11 月 30 日をもって満了することから、平成 25 年 12 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 項の経過措置でございますが、この条例の施行の際、現に在任する条例による改正前の多賀城市予防接種健康被害調査委員会条例第 4 条第 1 号の規定により委嘱された委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在任するものとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 67 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、お昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第 9 議案第 68 号 多賀城市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 9、議案第 68 号 多賀城市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 68 号 多賀城市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例についてであります
が、これは公の施設として多賀城駅自転車等駐車場を設置するため、所要の改正を行うも
のであります。

詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、議案第 68 号 多賀城市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について御
説明いたします。

今回の条例改正につきましては、多賀城駅の西側の高架下で現在整備を進めております、
いわゆる駐輪場が供用開始のめどがたちましたので、名称を「多賀城駅自転車等駐車場」
として所要の改正を行うものでございます。

資料 1 の 22 ページをごらんいただきたいと思えます。

第 2 条第 2 項の表に名称の「多賀城駅自転車等駐車場」と設置位置の「多賀城市中央二丁
目」を加えるものでございます。

ここで、議案関係資料 2 の 40 ページをお開きいただきたいと思えます。

新旧対照表でございますが、ただいま御説明いたしましたとおり、アンダーラインを引い
た名称と位置を加えるものでございます。

この改正によりまして、有料の駐輪場は既存の多賀城駅前自転車等駐車場と高架下の多賀
城駅自転車等駐車場が併存することになります。この併存の期間につきましては、既存の
駐輪場の中に警察官立ち寄り所がございます、この立ち寄り所につきましては平成 26
年、来年度新築されることになっておりまして、それまでの間、この 2 つの駐輪場を併存
させるということで予定してございます。

また、収容台数につきましては、既存の多賀城駅前自転車等駐車場と新しい多賀城駅自転
車等駐車場合わせて 1,737 台となります。現在の既存の駐輪場と南北にある 2 カ所の仮設
の駐輪場、これは無料ですが、これを合わせた収容台数が 1,173 台ですので、これを大き
く上回ることとなります。したがって、既存と新設が併存して運用を開始した時点
で、多賀城駅南北の 2 カ所の仮設駐輪場は閉鎖したいと考えてございます。

ここで、資料 1 の 22 ページをお戻りいただきたいと思えます。

附則でございますが、この改正条例は新しい高架下の駐輪場の開業日である平成 25 年 11
月 17 日から施行する考えでございます。

なお、使用料につきましては、既存と高架下の駐輪場が併存しますので、今までどおりの
料金を運営してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

今の部長の説明だと、行く行くは多賀城駅前自転車等駐車場は閉鎖するかのようによ受けとめられたんですが、そのように理解してよろしいんですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

現在の多賀城駅前の自転車等駐車場につきましては、あそこは公園として整備することになっております。都市計画公園として、跡地を含めて全体を公園として都市区画が決定しておりまして、区画整理の中で公園として設置してございますので、警察官立ち寄り所ができた時点で解体をした後、公園としてリニューアルするという形でございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

そうすると、先ほどの説明だと駅前と多賀城駅両方の駐輪場合わせて1,737台というお話だったんですが、多賀城駅自転車等駐車場、いわゆる新しく増設される分の台数は何台なんですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

既存の駐輪場の台数につきましては、バイクを含めて842台、今収容台数が842台でございますが、新しい駐輪場につきましては、バイク等を含めて895台。これを合わせて1,737台と先ほど申し上げたんですが、既存の駐輪場を撤去した後、まず何台必要かというのを、今度11月17日から有料駐輪場だけの2つで運用しますが、その中でどのぐらいの台数が必要かということ把握したいと思っています。その中で、これまで実績から言いますと最大で1,100台程度の駐輪台数があったのですが、895台だけの新しい駐輪場で運用すると当然足りません。したがって、併設している間に正確な必要台数を把握したいと思っておりますが、それで増設が必要となった場合は、市の駐輪場の中で隣接した形で増設を考えていきたいと考えてございますので、不足するようなことのないように対応していきたい。それまでの間、26年度までは、必要台数を把握するためのことを運用の中で考えていきたいと考えてございます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 68 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 69 号 工事請負変更契約の締結について

○議長（板橋恵一）

日程第 10、議案第 69 号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 69 号 工事請負変更契約の締結についてであります。これは平成 24 年第 2 回市議会臨時会において議決され、同年 9 月 7 日付で契約を締結した仙石線多賀城・下馬間下水道施設改築工事について契約金額を減額する必要が生じたことから、工事請負変更契約を締結することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、議案第 69 号 工事請負変更契約の締結について御説明いたします。

議案関係資料 2 の 41 ページをお開き願いたいと思います。

仙石線多賀城・下馬間下水道施設改築工事、いわゆる留ヶ谷 1 号雨水幹線、野田の玉川下流の鉄道敷を横断する雨水幹線でございますが、昨年平成 24 年第 2 回臨時会におきまして東日本旅客鉄道株式会社との協定締結について議決をいただいたものでございます。議決後、協定金額 2 億 1,840 万円で締結した後、東日本旅客鉄道株式会社が発注した結果、請負工事額が 2 億 982 万 4,316 円となり、本市との協定金額より 857 万 5,684 円減額となったため、同社と変更契約を締結するものでございます。したがって、工事内容に変更はございません。

42 ページ、43 ページの図面をお開きいただきと思いますが、この図面につきましても、平成 24 年第 2 回臨時会で説明した際の図面と同じものでございますが、改めて簡単に説明させていただきますと、43 ページの平面図、標準断面図に記載している寸法の 3 種類のボックスカルバート及び 1 基の合流升を開削工法で築造したものでございます。図面左側が野田の玉川、右側が中央ポンプ場、合流升から下側が高崎雨水幹線に接続という形で施工してございます。

なお、現場につきましては、8 月 10 日に完了してございます。現在は書類等の整備を行い、今月末完了予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 69 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 70 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 12 議案第 71 号 平成 24 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

日程第 13 議案第 72 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

○議長（板橋恵一）

この際、日程第 11、議案第 70 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第 13、議案第 72 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 70 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。これは平成 24 年度多賀城市水道事業会計未処分利益剰余金 2 億 6,722 万 8,326 円のうち 3,200 万円を減債積立金として積み立てたいので、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 71 号 平成 24 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定については、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、また議案第 72 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計決算の認定については、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板橋恵一）

次に、一般会計及び各特別会計について会計管理者の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（紺野哲哉）

それでは、平成 24 年度多賀城市一般会計及び特別会計決算の概要について説明申し上げます。

お手元の資料 3 の 2、3 ページを見開きの状態でごらん願ひます。

平成 24 年度多賀城市会計別決算総括表により御説明いたします。

初めに、一般会計でございます。

予算現額、A 欄の 430 億 3,557 万 9,498 円に対し、B 欄の歳入決算額は 408 億 9,004 万 6,335 円で、予算現額に対する収入率は、3 ページの右端から 2 列目でございますが、95.01%でございます。C 欄の歳出決算額は 392 億 524 万 4,047 円で、予算現額に対する執行率は、3 ページの右端の列でございます、91.10%でございます。D 欄、差引残額は 16 億 8,480 万 2,288 円となり、備考欄記載のとおり、繰越事業費繰越額を 4 億 9,424 万 3,007 円に、基金繰入額を 6 億円に、翌年度繰越額を 5 億 9,055 万 9,281 円にするものでございます。

次に、災害公営住宅整備事業特別会計決算でございますが、予算現額 9 億 6,953 万 2,000 円に対し、歳入決算額は 9 億 6,631 万 4,744 円で、収入率は 99.67%でございます。

す。歳出決算額は9億4,593万1,744円で、執行率は97.57%でございます。差引残額は2,038万3,000円となり、全額を繰越事業費繰越額にするものでございます。

次に、国民健康保険特別会計決算でございますが、予算現額69億9,373万6,000円に対し、歳入決算額は71億1,875万5,203円で、収入率は101.79%でございます。歳出決算額は67億6,362万6,614円で、執行率は96.71%でございます。差引残額は3億5,512万8,589円となり、基金繰入額を2億円に、翌年度繰越額を1億5,512万8,589円にするものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計決算でございますが、予算現額4億3,718万2,000円に対し、歳入決算額は4億3,082万8,136円で、収入率は98.55%でございます。歳出決算額は4億2,632万1,591円で、執行率は97.52%でございます。差引残額は450万6,545円となり、全額を翌年度繰越額にするものでございます。

次に、介護保険特別会計決算でございますが、予算現額34億6,316万7,000円に対し、歳入決算額は34億4,725万5,219円で、収入率は99.54%でございます。歳出決算額は33億7,060万5,974円で、執行率は97.33%でございます。差引残額は7,664万9,245円となり、全額を基金繰入額にするものでございます。

次に、下水道事業特別会計決算でございますが、予算現額72億5,278万950円に対し、歳入決算額は55億4,675万818円で、収入率は76.48%でございます。歳出決算額は46億4,438万4,297円で、執行率は64.04%でございます。差引残額は9億236万6,521円となり、繰越事業費繰越額を8億4,589万7,901円に、翌年度繰越額を5,646万8,620円にするものでございます。

一般会計と特別会計の合計は、一番下の欄となりますが、予算現額621億5,197万7,448円に対し、歳入決算額は583億9,995万455円で、収入率は93.96%でございます。前年度決算額との比較では、災害公営住宅整備事業特別会計を除く5会計分で44億7,530万4,621円、率にして8.45%の増となっております。歳出決算額は553億5,611万4,267円で、執行率は89.07%でございます。前年度決算額との比較では、歳入同様、5会計分で39億507万1,952円、率にして7.73%の増となっております。

次に、資料の5をお願いいたします。118、119ページをお開きください。

こちらは、公有財産総括表でございます。1、土地及び建物、2、その他の財産について、集計して記載してございます。

次の120ページから123ページは、土地及び建物について、それぞれの使用目的の区分に応じた記載となっております。

次の124ページから132ページは、物件、無体財産権、出資による権利及び物品について記載しております。

次の133ページから135ページは、債権及び基金について記載しております。

最後の139ページは、土地開発基金の運用状況報告書を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、平成24年度一般会計及び各特別会計の決算につきまして、その概要を説明申し上げます。詳細は主要な施策等の成果に関する報告書などにより関係課長等が説明申し上げますので、御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

次に、水道事業会計について、水道事業管理者の説明を求めます。水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

それでは、議案関係資料 3 の 50、51 ページをお開き願います。

平成 24 年度多賀城市水道事業会計決算の概要につきまして、決算報告書に基づきまして御説明を申し上げます。

説明の仕方でございますが、51 ページ表左端の予算額合計、隣の決算額、その隣の予算額に対する決算額の増減の順番で説明をいたします。

初めに、(1) の収益的収入及び支出でございます。収入では、第 1 款水道事業収益、予算額合計 17 億 4,169 万 6,000 円、決算額 17 億 6,018 万 6,403 円で、予算額に比べて 1,849 万 403 円の増額となっております。なお、収入率は 101.06%でございます。

次に、支出では、第 1 款水道事業費用、予算額合計 16 億 8,735 万 2,000 円、決算額 16 億 8,096 万 9,938 円であり、不用額は 638 万 2,062 円、執行率 99.62%でございます。

なお、50 ページの表の一番下に注記のとおり、収益的支出の営業費用で災害復旧費の財源としまして企業債 60 万円を借り入れしております。

次の 52、53 ページをお願いいたします。

(2) の資本的収入及び支出でございます。収入では、第 1 款資本的収入、予算額合計 3 億 5,527 万 7,000 円、決算額 2 億 7,870 万 4,540 円で、予算額に比べて 7,657 万 2,460 円の減額となっており、備考欄に記載のとおり、第 5 項工事負担金 5,448 万 3,000 円を下水道災害復旧工事に伴う配水管移設工事の財源としまして平成 25 年度へ繰り越していますので、収入率は 78.45%でございます。

次に、支出では、第 1 款資本的支出、予算額合計 7 億 3,851 万 9,700 円、決算額 6 億 5,450 万 9,969 円でございます。なお、平成 25 年 6 月議会におきまして下水道災害復旧工事に伴う配水管移設補償工事等 5 件で 5,982 万 6,900 円を平成 25 年度に繰り越しておりますので、不用額 2,418 万 2,831 円で、執行率は 88.62%でございます。

次に、資本的収入が資本的支出に対し不足する額の補填財源について御説明をいたします。表の下、欄外に記載してございますが、これは資本的収入額から別途積み立て処分する水資源開発負担金を除いた額と資本的支出額との差引額 3 億 8,232 万 7,198 円が不足する額となります。これを過年度損益勘定留保資金 1 億 691 万 2,807 円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,429 万 3,653 円、当年度損益勘定留保資金 2 億 6,112 万 738 円でそれぞれ補填をしております。

続きまして、54 ページをお願いいたします。

平成 24 年度多賀城市水道事業損益計算書でございます。平成 24 年度における収益と費用の差し引きの結果、下から 3 列目右端に記載のとおり、6,457 万 829 円の当年度純利益を計上することができました。これに下から 2 列目の前年度繰越利益剰余金 2 億 265 万 7,497 円を加えた額 2 億 6,722 万 8,326 円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、56 ページをお願いいたします。

この表の一番下の表でございますが、3の平成24年度多賀城市水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、これはただいま御説明申し上げました当年度末処分利益剰余金2億6,722万8,326円の処分案でございます。この表の下から3列目右端に記載のとおり、減債積立金へ3,200万円の積み立て処分を行い、その差額2億3,522万8,326円を末処分利益剰余金として翌年度へ繰り越すという内容でございます。

以上が平成24年度多賀城市水道事業会計決算の概要でございます。詳細につきましては決算会計資料等により関係課長等が御説明申し上げますので、御審議の上、認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

この際、監査委員から監査の報告を求めます。監査委員。

（監査委員 菅野昌治登壇）

○監査委員（菅野昌治）

お手元の資料6の3ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度の各会計決算及び基金運用状況について審査をしたので、その概要について御報告いたします。

初めに、一般会計、特別会計決算及び基金運用状況については、市長から審査に付された決算書及びその附属書類並びに基金運用状況報告書が法令に基づいて調製されているか、また計数は会計管理者及び関係部局の所管する諸帳簿、証票書類と符合しているかを照合するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、事務事業は経済的かつ効果的に行われているか、また基金については設置目的に沿って効率的に運用されているかなどに主眼を置き、例月出納検査及び定期監査の結果をも参考としながら、必要の都度、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施しました。

審査の結果、審査に付された一般会計、特別会計決算書及びその附属書類並びに基金運用状況報告書は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると認めました。

65ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計、特別会計の決算内容について見ると、決算規模は、歳入で583億9,995万455円、歳出で553億5,611万4,267円となっています。

次に、決算収支を見ると、一般会計では、形式収支16億8,480万2,288円、実質収支11億9,055万9,281円の黒字となっていますが、単年度収支は1億3,975万9,481円の赤字となっています。

特別会計は、形式収支13億5,903万3,900円、実質収支4億9,275万2,999円、単年度収支1,716万3,790円の黒字となっています。震災関連では、震災復興特別交付税が42億2,326万4,000円、東日本大震災復興交付金76億3,621万7,000円など大規模な財政支援が行われ、震災から早期復旧・復興を最優先とし、多賀城市震災復興計画の復興ビジョン実現に向けた市政運営が行われたことから、歳出も増大しています。

復旧・復興事業の進捗状況を見ると、災害復旧工事のうち公園、下水道の雨水施設、学校施設などはほぼ完了し、道路については約8割の進捗となっています。下水道の汚水施設の復旧工事については進捗率が低い状況にありましたが、平成25年度に入り、順調に工

事発注されています。また、災害公営住宅の建設事業なども順調に進んでおり、市民生活の再建、産業の再興のための施策も多岐にわたって実施されており、市一丸となって取り組まれていることを評価するものであります。

普通会計における主な指標を見ると、財政力指数は0.682となっています。経常収支比率は112.9%となっており、財政構造は弾力性に乏しい状態となっていますが、これは東日本大震災の影響により大幅に変動したものです。今後もこれらの指標の推移を見守っていく必要があると思われます。

また、当年度末の市債残高は約219億円で、前年度末より約3億9,000万円減少しています。

財政状況については前述のとおりであります。本市を取り巻く経済情勢は依然として厳しいものであり、かつ災害関連の財政支援の見通しも不透明であることから、債務の減少に向けた取り組み、資産の管理体制、歳入の確保及び歳出、予算執行などの総点検が必要と思われます。歳入の確保については、学校給食費実費徴収金の未収金対策に向けた取り組みについて評価するものであります。市税や市税以外の滞納債権の適切で公平・公正な収納事務のあり方についてさらに検討を重ね、未収金金額の縮減、収納率の向上に努めていただきたい。歳出の予算執行については、不用額が一般会計で20億2,583万690円、特別会計で6億347万3,986円となっており、不用額発生の要因を調査し、適正な執行となるよう望むものであります。また、予算執行に当たっては、業務に当たる職員の一人一人が行財政改革の担い手としての意識を持ち、適切な契約事務や補助金交付事務の適正化など、業務一つ一つのあり方について最も適切な手法がとられるよう望むものであります。

次に、平成24年度の水道事業会計決算について審査をしたので、その概要について御報告します。

69ページをお開きください。

市長から審査に付された決算書及びその附属書類が経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうか検証するため、関係帳簿、証票書類等と照合するとともに、例月出納検査及び定期監査の結果をも参考としながら、必要の都度、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施しました。

審査の結果、審査に付された水道事業会計決算書及びその附属書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認めました。

82ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度の事業収益は16億7,707万719円であり、前年度に比べ補助金、他会計補助金などが減少しましたが、給水収益、加入金などが増加したことにより、1億5,872万5,118円の増となっています。

一方、事業費用は16億1,249万9,890円であり、前年度に比べ原水及び浄水費、給水費などが増加しましたが、配水費、業務費などが減少したことにより、1,275万8,518円の減となっています。

その結果、当年度は6,457万829円の純利益となり、前年度繰越利益剰余金2億265万7,497円を加えた当年度末処分利益剰余金は2億6,722万8,326円となりました。これ

に減債積立金 4,848 万 1,665 円と建設改良積立金 2 億 6,116 万 5,795 円を合わせた利益剰余金全体では 5 億 7,687 万 5,786 円となっています。

水需要について見ると、前年度と比べ、給水戸数、総配水量ともに増加となり、給水収益も 15 億 6,734 万 6,830 円で、前年度と比べると 2 億 248 万 9,200 円の大幅な増となっています。これは、前年度、震災の影響によって大幅に減少となったものが市民生活や事業活動等の復興とともに増加したものでありますが、震災前の平成 22 年度の水準までは、まだ回復していません。東日本大震災により被災した上水道施設の災害復旧事業については、平成 24 年 11 月までに全ての事業が完了しており、早期復旧に取り組みられたことを評価するものであります。

また、課題であった新田浄水場の取り扱いが解決したことは、水道事業の経営基盤の強化にとって最良の結果となりました。多賀城市水道ビジョンでは「未来を育むまち史都多賀城～安全で安定した水の供給～」を基本理念に掲げています。今後も、この具現化に向けて、市民のライフラインとして重要性を認識し、水道事業の経営安定を図るため、利益剰余金など今後の財政状況の推移を見据えた的確な事業計画や資金計画の構築、未収金対策の強化、コスト意識の徹底、技術力の維持向上等、経営の合理化に十分配慮するとともに、経年施設の更新、耐震化を通じて水の安定供給に努められ、健全で災害に強い企業運営に一層努力されるよう望むものであります。

66 ページにお戻りいただきたいと思えます。

終わりに、東日本大震災の発生から本日で 2 年半となりましたが、多賀城市復興計画の復興ビジョン実現に向け市一丸となって取り組むことができている背景には、友好都市を初めとした全国各地の自治体からの職員派遣などさまざまな支援をいただいていることが上げられ、関係各位に深く感謝申し上げます。市民の思いに応え、そしてこうした支援に報いるためにも、より一層健全な財政運営に努め、多賀城市復興計画に掲げる復興ビジョンである「生活再建と産業再興」「災害に対応した安心安全の確保」「震災経験の伝承とまちの魅力向上」が実現されるよう望むものであります。

以上が平成 24 年度決算審査結果の概要であります。

なお、詳細につきましては、資料 6 の平成 24 年度多賀城市各会計決算及び基金運用状況審査意見書をごらん願います。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。議案第 70 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第 71 号 平成 24 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について及び議案第 72 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計決算の認定については、委員会条例第 6 条の規定により、18 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案については、18 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、全議員18人を指名いたします。

日程第14 報告第8号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率について

日程第15 報告第9号 平成24年度決算に基づく資金不足比率について

○議長（板橋恵一）

この際、日程第14、報告第8号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率について及び日程第15、報告第9号 平成24年度決算に基づく資金不足比率についての2件を一括議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

（局長 報告朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第8号の平成24年度決算に基づく健全化判断比率については地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、また報告第9号の平成24年度決算に基づく資金不足比率については同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

詳細につきましては市長公室長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、平成24年度決算に基づく健全化判断比率について説明をまず申し上げたいと思います。

それでは、資料1の31ページをお開きください。

ここに記載の健全化判断比率のうち、実質赤字比率につきましては一般会計等において実質収支額が黒字となったことにより算出されませんでした。また、連結実質赤字比率につきましては、下水道事業特別会計並びに水道事業会計の決算において剰余額がありましたので、実質赤字比率と同様に算出されない結果となりました。

次に、実質公債費比率につきましては11.0%と算出されましたが、早期健全化基準を大きく下回っております。また、将来負担比率につきましては、総務省の算定式により将来負担額が算出されなかったことから、当該比率は算定されてございません。

次に、平成24年度決算に基づく資金不足比率につきまして説明をいたしますので、33ページをお開きください。

資金不足比率につきましては、下水道事業並びに水道事業ともに総務省の算定式に基づく資金不足額が算出されなかったことから、当該比率は算定されてございません。

次に、前年度との比較について御説明いたしますので、資料 7 の 1 を御用意いただきたいと思っております。資料 7 の 1、主要な施策の成果に関する報告書その 1 の 128 ページをお開きいただきたいと存じます。

1 行目の実質赤字比率につきましては、一般会計等の実質収支額が前年度より減少したため 1.11 ポイント上昇してございます。4 行目の連結実質赤字比率につきましては、一般会計と公営企業以外の特別会計並びに公営企業会計における実質収支額並びに剰余額の合計が前年度より減少したことによりまして、0.96 ポイント上昇してございます。次に、資金不足比率についてでございますけれども、下から 6 行目の水道事業会計につきましては、総務省の算定式に基づき算出される剰余額が減少したことなどによりまして 8.98 ポイント上昇してございます。そして、下から 3 行目の下水道事業特別会計につきましては、前年度算出されませんでした剰余額が算出されたことによりまして 7.27 ポイントの低下となっております。

続きまして、129 ページをごらんください。

1 行目の実質公債費比率でございますが、11.0%と前年度の 9.5%に比べまして 1.5 ポイント悪化してございます。これにつきましては、平成 20 年度から平成 22 年度に借り入れました一般公共事業債の元金償還が平成 24 年度から始まったことなどにより、公債費に充当すべき一般財源等の額が増額となったことが主な要因でございます。

次に、下から 5 行目の将来負担比率でございますが、平成 23 年度決算では 16.1%となっておりますが、平成 24 年度決算では将来負担比率はマイナス 11.5%と改善されております。これにつきましては、平成 23 年度決算の実質収支に伴い 6 億 7,000 万円を財政調整基金に積み立てたことや財産収入などを活用いたしまして 10 億 6,000 万円を市債等管理基金に積み立てたことなどにより一般会計等の将来負担に対し充当することが可能となる基金の額が増額となったことが要因となっております。

なお、ただいま御説明申し上げました健全化判断比率並びに資金不足比率の算定に用いました数値やその具体的な算定方法につきましては、ごらんいただいた資料のほか 125 ページから 127 ページに記載がございますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

次に、監査委員から監査の報告を求めます。監査委員。

（監査委員 菅野昌治登壇）

○監査委員（菅野昌治）

平成 24 年度の財政健全化及び経営健全化について審査をしたので、御報告いたします。

資料 6 の 101 ページ及び 107 ページにそれぞれ記載しておりますが、初めに一括して審査結果について御報告いたします。

市長から審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

その結果、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

続いて、それぞれの審査概要について申し上げます。

101 ページをごらんください。

財政健全化について御報告いたします。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じなかったため、比率は算出されておりません。実質公債費比率は 11.0%となり、早期健全化基準を下回っております。また、将来負担額が発生しなかったため、将来負担比率は算出されておりません。

次、107 ページをごらんいただきたいと思います。

経営健全化について御報告いたします。経営健全化の資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業特別会計ともに資金の不足は生じなかったため、比率は算出されませんでした。

以上が平成 24 年度健全化審査結果であります。

○議長（板橋恵一）

以上で報告を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす 9 月 12 日から 9 月 23 日までは休会といたします。

来る 9 月 24 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さんでございました。

午後 2 時 00 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 25 年 9 月 11 日

議長 板橋 恵一

署名議員 根本 朝栄

同 雨森 修一